

# 公共空間利活用等のための 行政によるワンストップ窓口事例集

---

令和2年3月

少子高齢化や生産年齢人口が減少する我が国の都市再生にあたっては、まちなかにある街路や公園、広場、民間空地など官民のパブリック空間を、人中心の空間に転換し、民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す必要があります。

そのためには、公共空間の利活用や民間によるまちづくり活動を促進していくことが重要です。こうした視点から、各地の行政において、公共空間の占用手続き等に関するワンストップ窓口を設置する取組が進んでいます。

本事例集では「行政によるワンストップ窓口の設置」をテーマとして14都市の事例を採り上げています。これらを特徴に応じて類型化し、実現に至るプロセスや取組による実績・効果をとりとまとめたものです。それぞれの都市の実状に応じて方法は異なりますが、官民が連携してより良いまちづくりを進める上で、有効であることが読み取れます。

本事例集が、ワンストップ窓口設置に向けた一助となることを祈念いたします。

## 1 公共空間の占用申請等を一括して行うワンストップ窓口 …………… 5

事例：つくば市、豊田市、岡崎市

## 2 公共空間の占用申請等の協議に同席するワンストップ窓口 ……………13

事例：札幌市、仙台市、和歌山市

## 3 公民連携事業の促進を図るワンストップ窓口 ……………21

事例：横浜市、沼津市、別府市

4 利活用手続きに関する情報のワンストップ窓口 .....	29
事例：静岡市、大阪府・大阪市	
5 その他、公共空間利活用等を支援するワンストップ窓口 .....	35
事例：大阪市、宮崎市、広島市	
《参 考》令和元年5月全国市町村調査の概要 .....	43

# 1 公共空間の占有申請等を一括して行う ワンストップ窓口

## <解説>

一定のエリアを対象として、道路や公園、河川など公共空間の利活用に必要となる公物管理部署への占用許可申請等手続きの全てあるいは一部をワンストップ窓口となる組織が担うことで公共空間利活用を促進している。

[介入型支援]

いつも何かやっているわくわくしたまちなか創出を目指し、市民団体等によるパブリックスペースの活用を促進させるために窓口一元化及び手続き等の各種支援を実施（団体が不得意な事項を市が支援）

## 都市計画部学園地区市街地振興室

### つくばペデカフェプロジェクト

#### 【企画段階での支援】

- つくばペデカフェ推進要項、つくばペデカフェガイドライン（利用手引き）の策定
- 民間まちづくり団体等の提案に対するアドバイス
- 公物管理部署、交通管理者等への事前相談 等

#### 【許可・実施段階での支援】

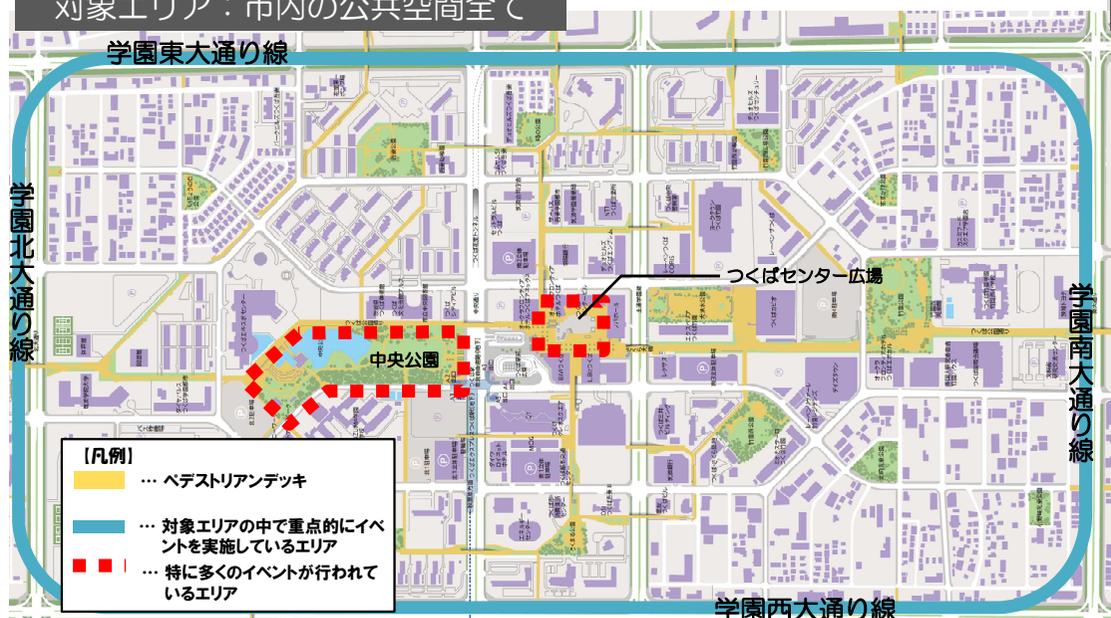
- 市が支援する団体（つくばペデカフェ推進団体）への指定
- 市が共催（占用許可等申請者）となり、以下を実施 等
  - ・ 使用許可、占用許可等申請
  - ・ 広報
  - ・ 物品の貸出等

#### 【支援対象】

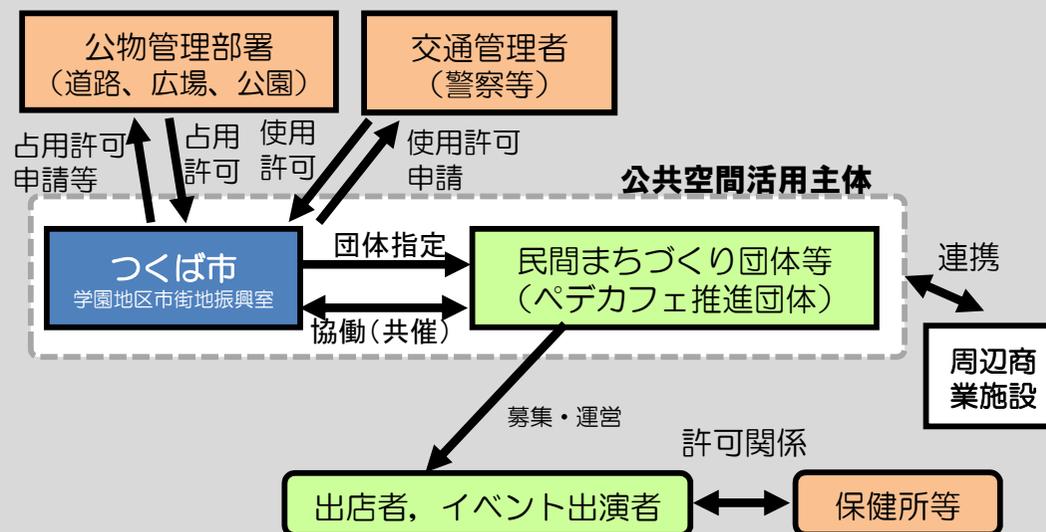
つくばペデカフェ推進要項に基づくペデカフェ推進団体が実施するにぎわいやコミュニティ形成に向けた取組

職員配置（R1.10月）：室長1名（事務職）、係長1名（事務職）、係員4名（事務職）

対象エリア：市内の公共空間全て



#### 窓口業務の主な流れ



魅力があり常に様々な取組みが行われているまちなかにするための一つとして、パブリックスペースを活用したまちづくりを推進しているが、多くの取組みを特定の団体のみで実施することは難しい。

## 【課題】

様々な団体から活用に関する様々なアイデアが寄せられるが、パブリックスペースの各種制度（道路法、都市公園法等）から実施できない取組みが多い。

平成23年度 パブリックスペースを活用したまちづくりに向けた検討を開始し、実証実験を開始  
様々な種類の実証実験を実施し、課題や促進に向けた必要事項の検討を実施

## 【実現に向けた障壁】

- 法制度上、活用手法が限られている
- 地域の団体が独自にイベント等を実施するにはハードルが高い（費用、手続き面等）

## 【障壁突破のポイント】

- 実施可能な形態を団体と市が協議する仕組みを構築
- 地域の団体と市が共催とすることで市が支援

平成28年度 「つくばペデカフェ推進要項」を制定し、「つくばペデカフェプロジェクト」を開始

- ・ 学園地区市街地振興室にパブリックスペース活用に関するワンストップ窓口を設置
- ・ 地域の団体の取組みに対する相談や支援（手続き、物品貸出、広報）を実施

## 【主な実績・効果】

- 地域の団体により多くのイベント等を開催  
ペデカフェ推進団体：13団体  
イベント等開催数：16（大規模なもののみ）  
利用者数：約13万人  
※H30年度実績
- イベント等により新たに生まれた来街者・経済効果  
新たに生まれた来街者：約8.4万人  
新たに生まれた経済効果：約50,000千円  
※H30年度実績から推計



官民の管理者等が構成員となった「あそべるとよた推進協議会」が、豊田市駅周辺の7つの公共的空間（道路、広場、民地）利活用のワンストップ窓口となり、公共的空間の占用許可等手続きを担うなど利用促進や広場の再整備に向けた仕組みづくりを検証

あそべるとよた推進協議会（事務局：産業部商業観光課中心市街地担当、一般社団法人TCCM）

あそべるとよたプロジェクト（あそべるとよたDAYS）

【企画段階での支援】

- あそべるとよた推進協議会を発足
- まちなか広場利用手引きの策定

【許可・実施段階での支援】

- あそべるとよた推進協議会を主催者として、事務局（TCCM）が占用・使用許可申請等を一括して実施

【その他の支援】

- 公共的空間の利用者に対し事前に「まちなか広場使いこなし講座」を開き、取組趣旨や注意点等を説明

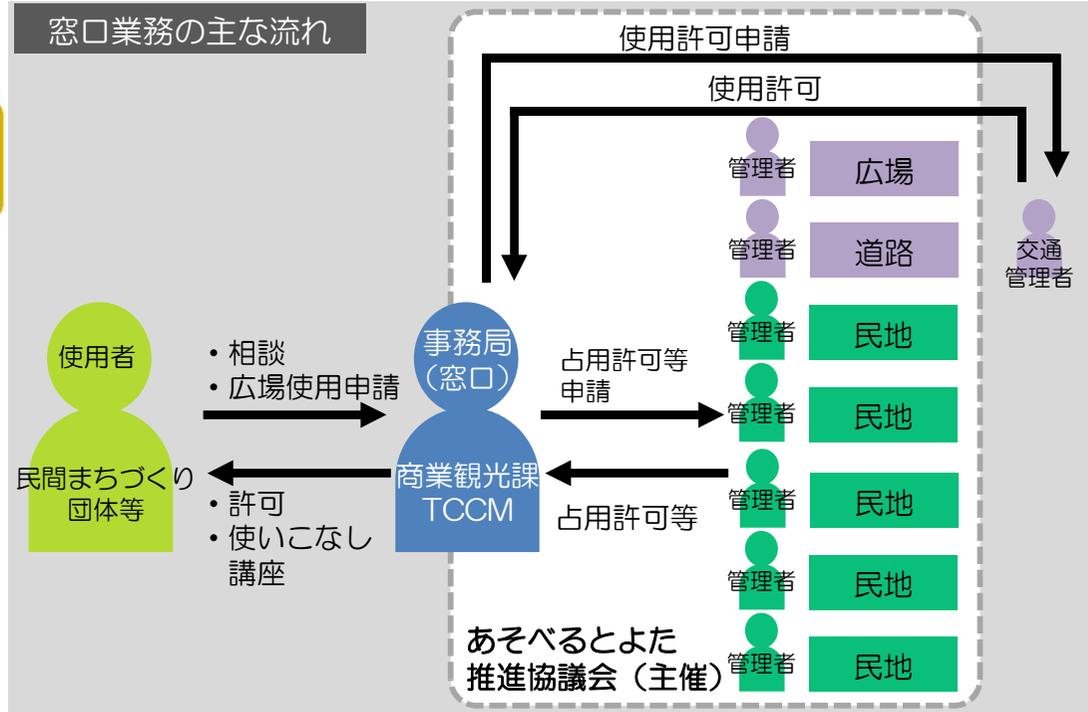
【支援対象】 「あそべるとよたプロジェクト」の対象となるエリアでのイベント、オープンカフェ等

職員配置（R1.10月）：中心市街地担当・・・係長1名（事務）、係員2名（事務2） TCCM・・・3名

対象エリア



窓口業務の主な流れ



豊田市駅周辺が「誰もが来街したくなる魅力的な拠点（選ばれる都心）」となる将来像を目指し、都心の公共的空間の『活用』と『再整備』の両輪で取組を推進する。

## 【課題】

- ・豊田市駅周辺の公共的空間や交通機能の再整備を計画しているが、既存の公共的空間の活用はされていない。
- ・既存の7つの公共的空間は、窓口・管理者・料金・使用ルールなどが異なっている。

平成27年度 あそべるとよた推進協議会準備会を設置（市、エリマネ団体、公共的空間の管理者を中心に構成）

〔平成28年度 あそべるとよた推進協議会を設置（自治会、使用者が参画）  
令和元年度 あそべるとよた推進協議会内の窓口業務を市から都市再生推進法人（一社）TCCMに移管〕

## 【実現に向けた障壁】

- 公共的団体以外の者が公共的空間を使用することに対する管理者の不安
- 公共的空間活用のワンストップ窓口の事例やノウハウが無い

## 【障壁突破のポイント】

- 市が事務局となり使用者と管理者の仲介をすることで管理者の貸出のハードルが下がった
- 実験的な短期間の運用でノウハウを蓄積し、仕組みを検討・改善

平成27年度 公共的空間活用事業「あそべるとよたプロジェクト」を開始

- ・市にワンストップ窓口を設置（あそべるとよた推進協議会事務局）
- ・公共的団体以外の個人・団体が、公共的空間を使用した活動発表や飲食物販等を実施

## 【主な実績・効果】

- 公共的団体のイベントが多かったまちなかで民間主体かつ複数の広場を使いまち全体に賑わいを生み出す企画が実施されている。
- 公共空間活用件数の増加  
H27：58件 → H30：168件



乙川河川敷を対象エリアとした水辺空間活用の実験的なプロジェクトとして、使ってみたい市民や事業者を募り、新たな風景を生み出すとともにエリアの魅力を高めることを目標としている。

## 乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会（公的占用主体） おとがワ！活用実行委員会（運営事務局）

～ おとがワ！ンダーランド ～

【おとがワ！活用実行委員会】（以下、実行委員会）

- 社会実験「おとがワ！ンダーランド」の企画
- **利活用申請の受付・使用許可書の交付**
- **申請者との覚書の締結**
- 河川敷地利用料（登録費・管理費）の徴収と管理

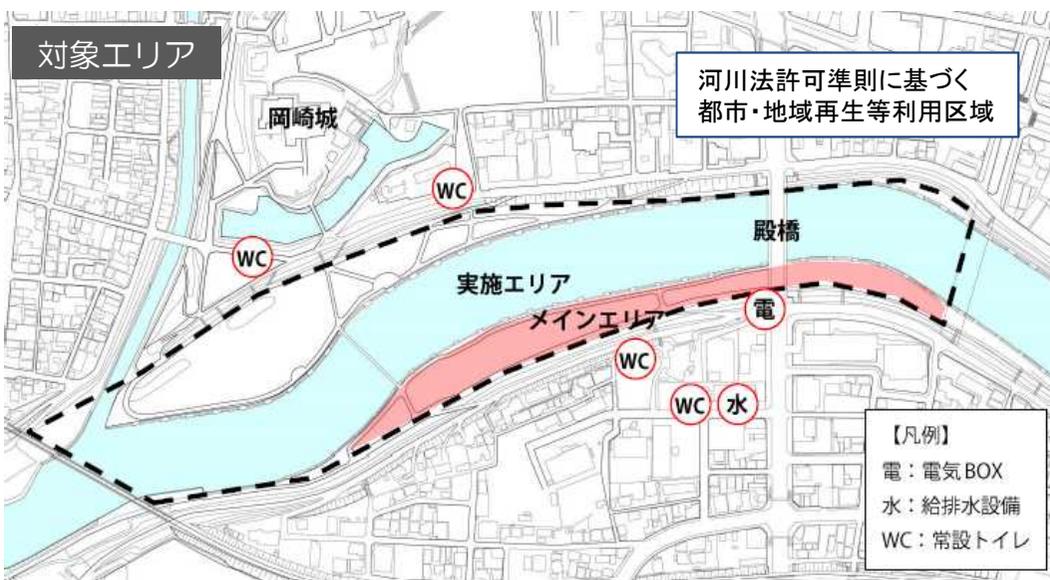
【乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会】（以下、協議会）

- **河川占用許可申請**
- 実行委員会への指導、監督及び承認等

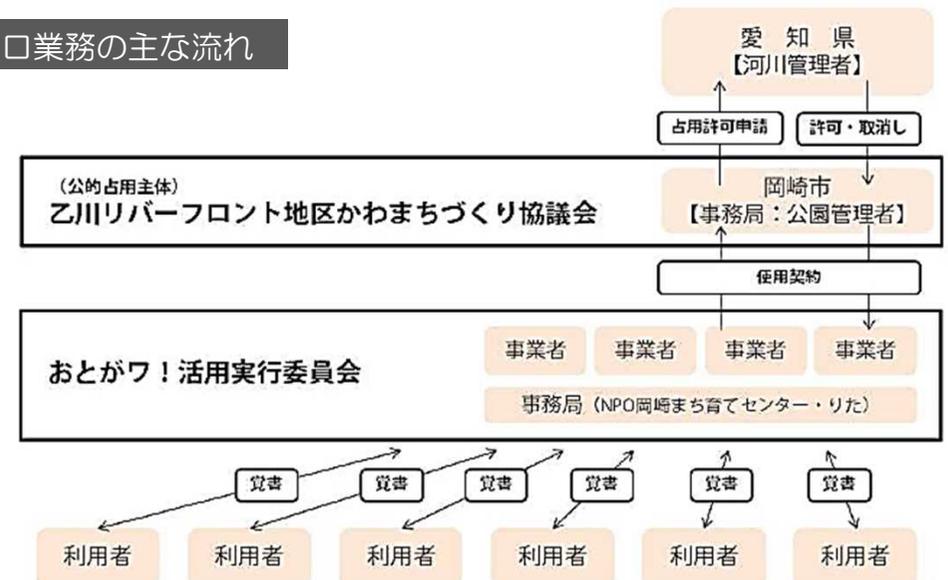
【支援対象】 乙川の魅力を高める水辺空間を活用した営業行為、水上アクティビティ等

職員配置（R2.2月）：

協議会事務局…乙川リバーフロント推進課（土木7名、事務1名） 課長1名、副課長1名、係長2名、係員4名



### 窓口業務の主な流れ



高齢化の進行、まちの魅力の希薄化、働き方・雇用の多様性の欠如などの課題に対応するため、市民・来街者に新たな交流・体験を通じた「良質な都市空間を楽しむ日常」と「暮らしやすいまち」を創り出すことで観光産業都市の構築を目指しており、そのために河川空間を始めとした公共空間の活用促進にシフト。

## 【課題】

- 河川法が制約となり利活用のハードルが高く、また、河川を使う経験の乏しさから民間による活用意識や活用イメージが高まらない。

平成25年度 市の基本方針において、乙川の河川敷及び水面を利活用する方向性などを位置づけ  
 平成26年度 国土交通省「かわまちづくり支援制度」に岡崎市が登録  
 平成27年度 乙川河川敷が河川敷地許可準則に基づく都市・地域再生等利用計画に指定される  
 社会実験プロジェクト「おとがワ！ンダーランド」の提案・検討

## 【実現に向けた障壁】

- 地域の団体が独自にイベント等を実施するにはハードルが高い（河川管理、手続き面等）

## 【障壁突破のポイント】

- 実施可能な形態を団体と市が協議する仕組みを構築
- 増水時による撤去基準を明確にした（撤去タイムライン作成）

## 平成28年度 「おとがワ！ンダーランド」の開始

- 将来的な河川空間の一括占用窓口を目指す「おとがワ！活用実行委員会」と現行の公的占用主体を担う「乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会」の設置

## 【主な実績・効果】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施団体数	32団体	24団体	23団体
プログラム数	34	41	39
実施日数	27日	54日 (うち6日中止)	64日 (うち8日中止・延期)
総来場者数	3,401人	3,844人	約7,090人

取組状況



SUP大会



水辺で乾杯

## 2 公共空間の占有申請等の協議に同席する ワンストップ窓口

## <解説>

公共空間利活用を希望している民間まちづくり団体等が公物管理部署との占用許可申請等を円滑に行えるよう、ワンストップ窓口となる部署が協議の場に同席、適宜アドバイスを行うことで公共空間利活用を促進している。

また、公共空間利活用といったソフト事業に止まらず、民間開発事業や遊休不動産再生等といったハード事業も支援対象として、公物管理部署や指導部署などとの協議に同席を行っている。

[伴走型支援]

# 2 公共空間の占用申請等の協議に同席するワンストップ窓口 ～札幌市①～ 国土交通省

都心エリアのまちづくりを総合的に所管・調整する組織「都心まちづくり推進室」を設置。エリア内における民間主体のプロジェクト（エリアマネジメント・開発事業）の支援・調整窓口の役割も担う

## まちづくり政策局 都心まちづくり推進室

### 【企画段階での支援】

- 民間まちづくり団体等の提案に対するアドバイス
  - 民間イベント等（ソフト事業）に際しての公物管理部署や交通事業管理者等へ事前相談
  - まちづくり指針の策定支援
  - エリアマネジメント支援
- 他

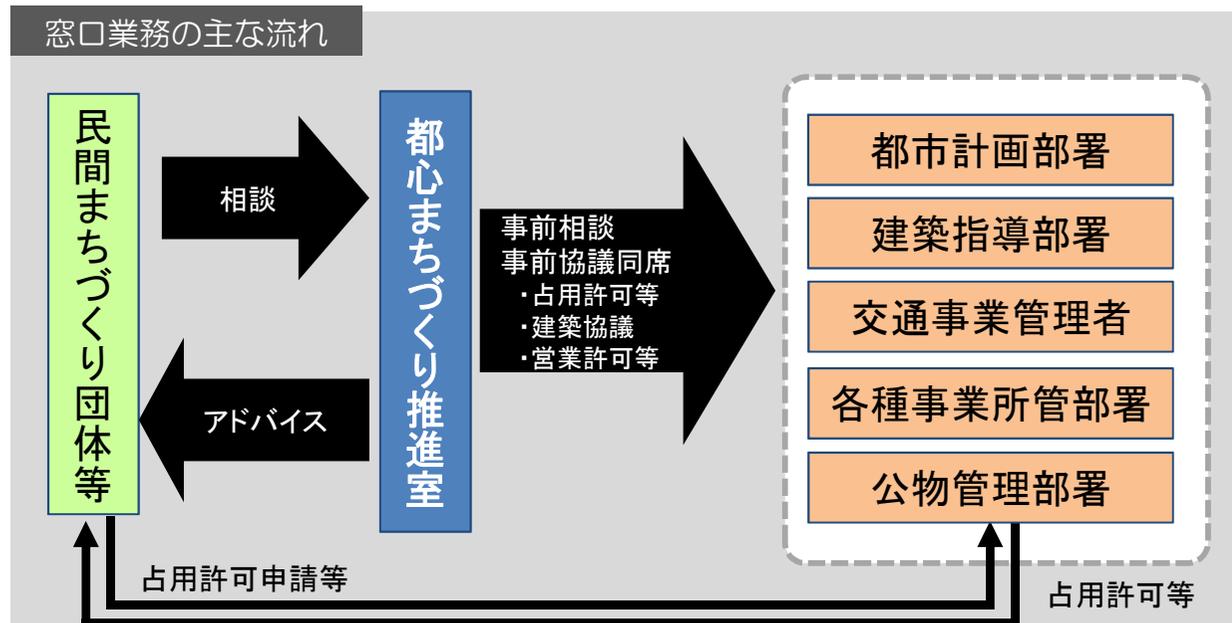
### 【許可・実施段階での支援】

- 公共空間・公共施設の計画・活用・管理に関する公物管理部署等との事前協議や申請時に同席
  - 市街地開発事業の計画調整
  - 民間都市開発事業（ハード開発）の調整と支援
- 他

### 【その他の支援】

- まちづくり組織の組成
  - 市民参加事業の展開支援
  - 都市計画案の作成支援
  - 都市計画決定権者と事業者間の調整
- 他

職員配置（R1.10月）：部長2名（建築1、土木1）、課長3名（事務1、建築1、土木1）、係長9名（事務6、造園1、建築1、機械1）、係員8名（事務3、土木2、建築2、電気1） 計22名



※ 道路を使用する場合、民間まちづくり団体等が交通管理者（警察署）との使用許可申請を行う。

長期的な展望として将来的な人口の伸びの鈍化が予見される中、市街地拡大の抑制・既存都市基盤施設の活用によるコンパクトなまちづくりへの転換とともに、まちの活力を高める中心拠点として都心部の機能強化が重要となっており、これに対応するための施策展開が求められる状況であった。

### 【課題】

- ・都心のまちづくりにおける民間主体の都市開発、ソフトプログラム等を中心とした展開の必要性
- ・これを誘発・支援するため、行政による民間活動への対応の一元化と迅速化

平成12年度 第4次長期総合計画において、都心の整備に関する方向性を明示

平成14年度 都心のまちづくりを長期的に展望した計画である「都心まちづくり計画」を策定

平成14年度、都心まちづくり計画を実現するための組織として「都心まちづくり推進室」を設置

- ・事業調整担当による開発プロジェクト推進からスタート（8名）
- ・平成19年度、エリアマネジメントの担当を配置、取組支援を強化（16名）
- ・平成25年度、エネルギープロジェクトの担当を配置、都心エネルギー施策の推進を強化（18名）
- ・平成29年度に札幌駅交流拠点推進担当を配置、平成30年度には担当部長を新規配置するなど北海道新幹線延伸等を見据え、札幌駅交流拠点の整備検討の強化（22名）

### 【主な実績・効果】

- 都心の3エリアに民間まちづくり会社が誕生、エリアの特性に応じたエリマネを展開（例：歩行者天国イベント「だい・どん・でん！」）
- 民間再開発等の調整支援や公共空間との連携等を通じた都心まちづくりの推進に寄与（例：札幌三井JPビルディングと北3条広場）



# 2 公共空間の占用申請等の協議に同席するワンストップ窓口 ～仙台市①～ 国土交通省

民間主導で実施するリノベーションまちづくり、エリアマネジメントに対してワンストップの受付・相談窓口を設置してバックアップ（従来の事務分掌の枠組みで可能な最大限の支援を実施）

都市整備局 市街地整備課・地下鉄沿線まちづくり課・都心まちづくり課

～まちづくりに係わる企画調整・支援～

【企画段階での支援】

- 民間まちづくり団体等の提案に対するアドバイス
- 指導部署、公物管理部署、交通管理者へ事前相談
- イベント等の後援名義使用承認

【許可・実施段階での支援】

- 企画書の事前チェック
- 指導部署、公物管理部署、交通管理者への事前協議に同席

【その他の支援】

- 民間による公共空間の利活用等に係る都市再生整備計画の検討
- 他の団体等への説明時に同席

【支援対象】 せんだいリノベーションまちづくり実行委員会、都市再生推進法人等がまちづくりの一環として実施する事業・イベント等

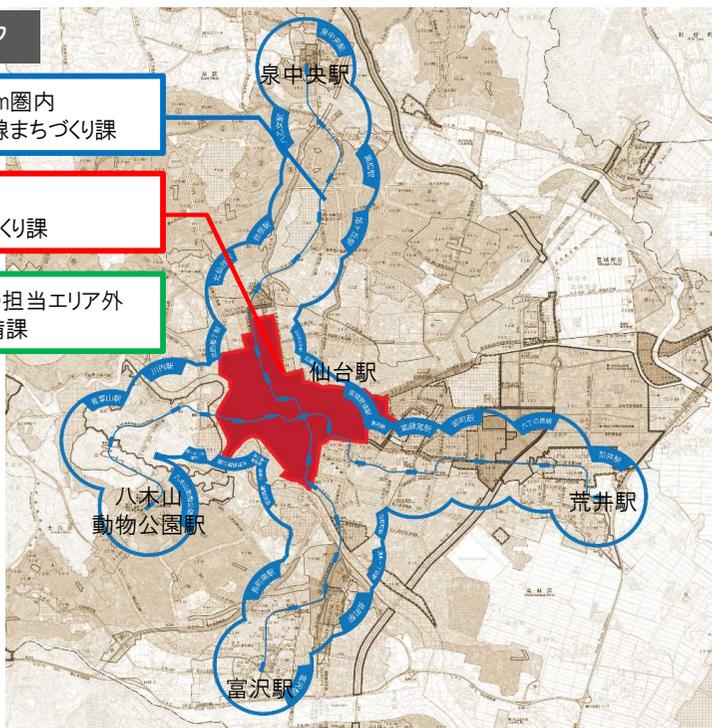
職員配置 (R1.10月) : 課長3名 (建築1、土木2)、係長3名 (土木2、建1)、係員12名 (土木7、建築5)

対象エリア

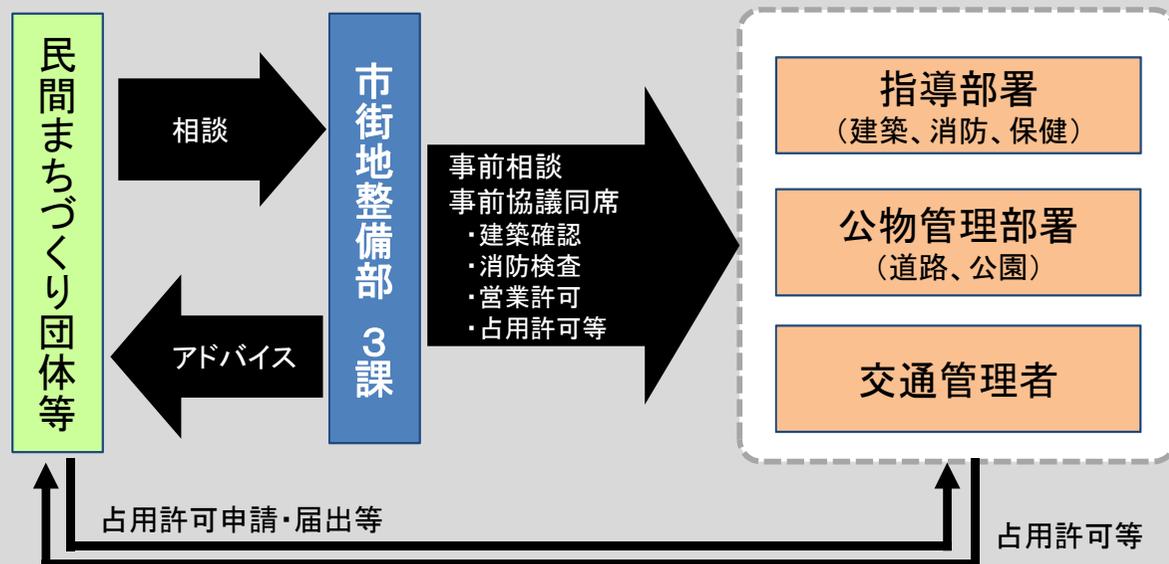
地下鉄駅から1km圏内  
担当: 地下鉄沿線まちづくり課

都心部  
担当: 都心まちづくり課

市内で他の2課の担当エリア外  
担当: 市街地整備課



窓口業務の主な流れ

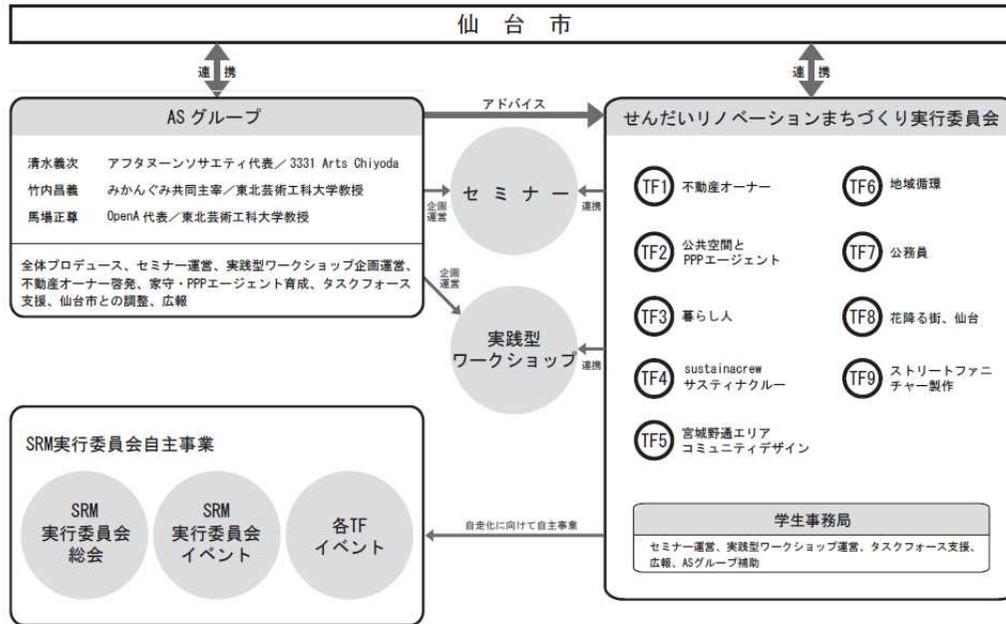


## 【課題】

都市の活力低下や行政主体のまちづくりの限界、地域の実情にあわせてきめ細かく持続的なまちづくり活動が求められるなか、民間活力を活かした公民連携による新しい都市再生の手法を模索。

平成27年度に「ストック活用型都市再生推進事業」を創設し、民間主導で「せんだいリノベーションまちづくり計画」を作成。これを実現するため、「せんだいリノベーションまちづくり実行委員会」が設立。市は専門家を招聘し、**人材の発掘・育成や公共空間利活用などの事業化を支援**。また、実行委員会に公務員タスクフォースが設置され、市職員も参加。

## 官民が連携するプラットフォームの構築



- H27 **せんだいリノベーションまちづくり計画検討委員会**（5回）  
**せんだいリノベーションまちづくりカフェトーク**（6回）  
**まちのトレジャーハンティング@せんだい**  
**第1回せんだい家守講座**  
**民間による中心部でのリノベーション店舗のオープン**  
**「せんだいリノベーションまちづくり計画」作成**
- H28 **リノベーションまちづくりを推進する窓口として都市整備局内に市街地整備調整課を設置**  
**「せんだいリノベーションまちづくり実行委員会」設立**  
**せんだい都市戦略会議**（4回）  
**リノベーションスクール@せんだい**  
**第2回せんだい家守講座**
- H29 **せんだいリノベーションまちづくりセミナー**（4回）  
**せんだいリノベーションまちづくりスクール**（2回）
- H30 **せんだいリノベーションまちづくりスクール**（1回）

## 【主な実績・効果】

- **せんだいリノベーションまちづくり実行委員会メンバー**による公共空間（公園・道路）や民間のオープンスペースを使ったイベント、マルシェの開催（H30：9件）



# 2 公共空間の占用申請等の協議に同席するワンストップ窓口 ～和歌山市①～ 国土交通省

「組織間調整」と「公民連携」等を所管する政策調整課が、ワンストップ窓口として庁内の関係組織を横串でつなぐことにより、多様な官民連携が実現。水辺を活かしたまちづくり事業やまちなかへの大学誘致をきっかけとしたまちづくり、東京大学を誘致し郊外において地域と連携したまちづくりを推進。

## 市長公室 政策調整課

総合的な官民連携事業の推進

### 【企画段階での支援】

- 民間まちづくり団体等の提案に対するアドバイス
- 庁内及び関係機関等へ事前相談
- 庁内連携の場を設ける

### 【許可・実施段階での支援】

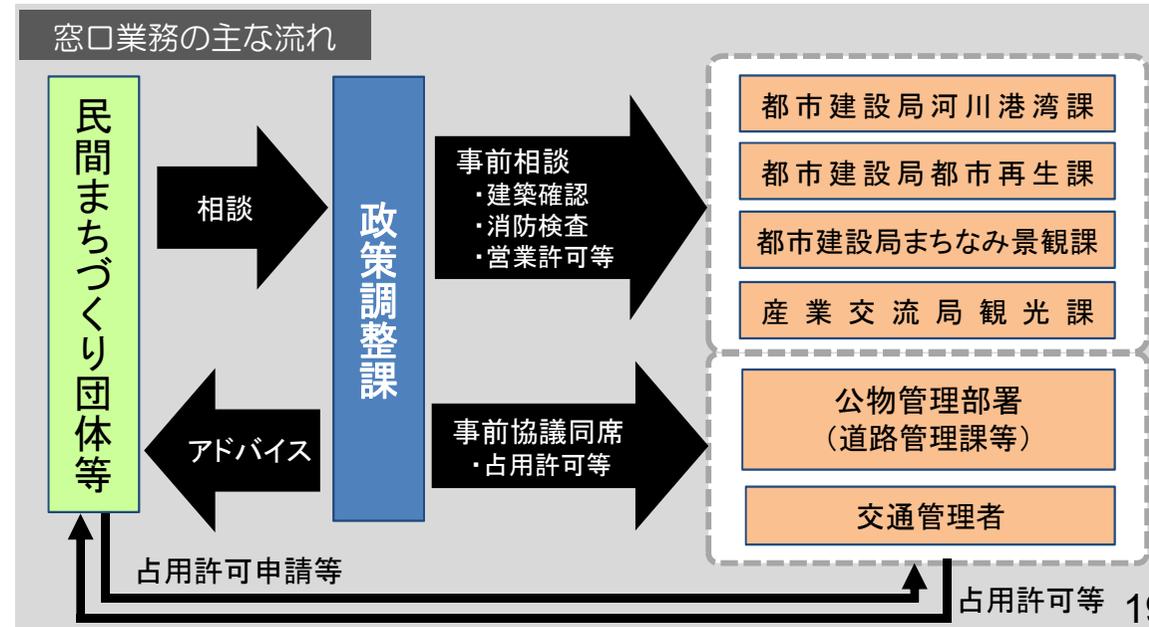
- 公物管理者等への事前協議に同席
- 事業実施に係る広報
- 事業推進に寄与する人材の紹介

### 【その他の支援】

- 庁内プロジェクトチームの運営
- 民間事業者との定常的な連絡体制構築

【支援対象】 都市再生推進法人、大学等がまちづくりの一環として実施する事業・イベント等

職員配置 (R1.10月) : 課長1名(土木)、副課長1名(事務1)、班長3名(事務3)、配員11名(事務11)



# 2 公共空間の占用申請等の協議に同席するワンストップ窓口 ～和歌山市②～ 国土交通省

人口減少が進む本市において、人口の県外流出抑制や、公共施設の再配置によるコンパクトシティとまちなかの賑わい創出の実現に向けて、官民連携のもと、庁内が一体となり事業を推進する必要があった。

## 【課題】

- ・ 庁内の情報を集約し組織間調整を行うとともに、政策の企画立案を行う部署がない。
- ・ 民間事業者側として、各事業ごとに担当部署が分かれていることから、スムーズな連絡が取れない

平成26年度 組織間調整を担う「政策調整課」設置に向けての庁内関係部署による検討

平成27年度 組織間調整と施策の企画立案を担う「政策調整課」を設置

### 【庁内連携の推進に向けた障壁】

部局間をまたぐ政策の調整・推進において、運用が徹底されない

### 【障壁突破のポイント】

部局間調整を行う専属のポストを設置し、横串を通した運用を確立

政策調整課の機能

庁内連携・・・施策を企画立案し、まちなかへの大学誘致を進めるとともに、再開発担当や再配置する公共施設を所管する部署の事業進捗管理や全体調整を行う。

官民連携・・・ワンストップ窓口として、官民連携事業を推進するとともに、庁内他部署で実施する官民連携においても全体調整を図る。

民間事業者

提案

政策調整課

統括&振り分け

- 再開発
- 空き家
- 商工
- 観光
- 交通

## 官民連携によるまちなかの再生

### 1 まちなかへの大学誘致

- ・ まちなかの空洞化により、4つの小中学校を統廃合して義務教育学校を設置
- ・ 廃校舎を活用し**専門的分野の大学を誘致**

ソフトとハードの連動

### 2 水辺を活かしたまちづくり

- ・ かつての外堀「市堀川」と公共不動産（遊休施設、市営駐車場等）の活用  
⇒ 都市再生推進法人等によるにぎわいの創出  
⇒ 回遊性を高め、まちの中心核である和歌山城周辺への新たな回遊軸を創出

地域間のノウハウ共有

## 地域の魅力向上

### 3 加太地域のまちづくり

- ・ 本市と東京大学生産技術研究所が協定を締結し、魅力的なまちなみ等を生かした地域活性化を図るため、駐在型研究拠点「東京大学地域ラボ加太」を設置
- ・ 連携して政策を検討するため、庁内横断型のプロジェクトチームを設置

H29 伏虎義務教育学校開校  
(小中学校3校が遊休化)

H30 東京医療保健大学和歌山看護学部  
H31 和歌山信愛大学教育学部  
R03 和歌山県立医科大学薬学部



小学校を大学校舎にリノベーション



公共不動産を活用した社会実験(H29.9, H30.10)



東京大学 地域ラボ



プロジェクトチーム

### **3 公民連携事業の促進を図るワンストップ窓口**

## <解説>

民間活力を生かした公民連携事業を推進するため、ワンストップ窓口を設置し、庁内関係部署と民間まちづくり団体等との橋渡しを担うことで、公共空間利活用等を促進している。

[橋渡し型支援]

### 3 公民連携事業の促進を図るワンストップ窓口 ～横浜市①～

公民連携に関する民間事業者からの相談・提案を受ける窓口「共創フロント」（担当：政策局共創推進課）を平成20年度に開設。庁内部署との橋渡し役を担い、実現に向けた調整を実施。

また、公園における利活用を公民連携により推進するため、共創フロントと連携した公園に特化した窓口「Park-PPP Yokohama（略称：P×P（ピーバイピー））」（担当：環境創造局公園緑地管理課）を令和元年度に開設。

#### 共創フロント（政策局 共創推進室 共創推進課）

##### ①フリー型共創フロント

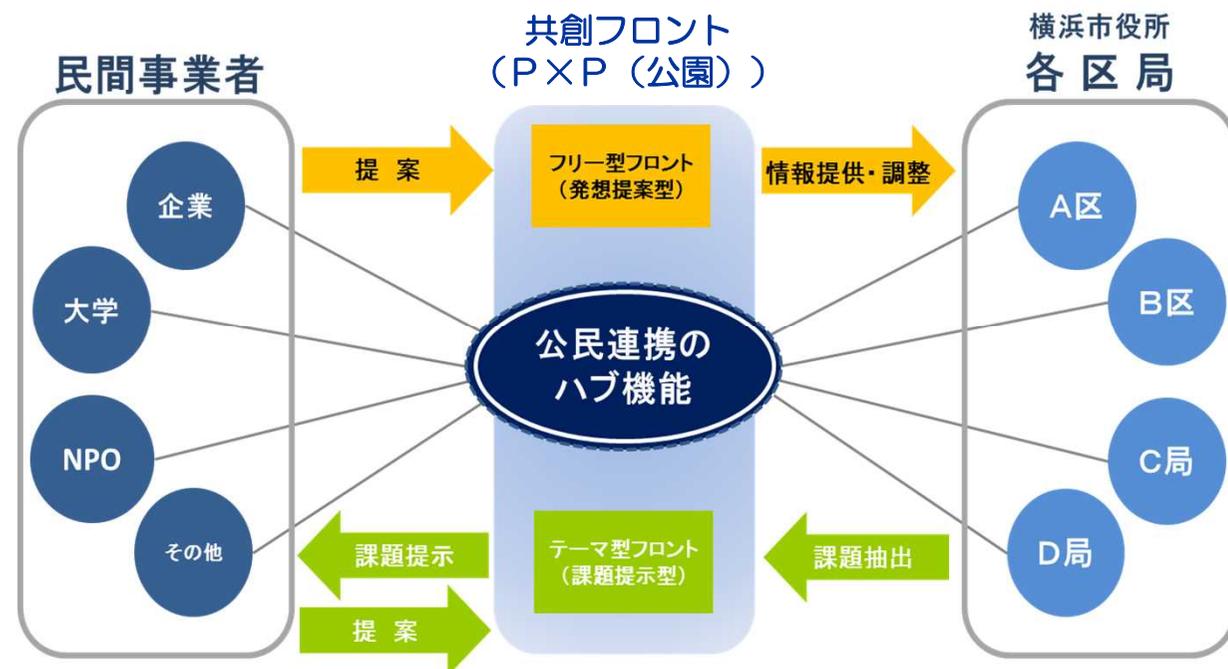
民間の皆様が、横浜市との公民連携を希望する事業等やアイデア等を、テーマを問わず自由に提案できる仕組み

##### ②テーマ型共創フロント

横浜市から民間の皆様へテーマを示し、そのテーマに対する公民連携事業の提案やアイデア等を募集する仕組み

職員配置（R2.2月）：室長（部長級）1名（事務）、課長2名（事務）、係長6名（事務6）、（P×Pは別） 係員12名（※）（事務11、建築1）※係員のうち人事交流4（民間3、庁内1）

#### 対象エリア



### 3 公民連携事業の促進を図るワンストップ窓口 ～横浜市②～

行政の資源やノウハウ等が限られる中で、多様化する市民ニーズや行政課題に的確かつ持続的に応えていくためには、厳しい競争の中でノウハウを積み重ねた民間企業等の知恵や力を活用することが極めて重要。

#### 【課題】

市が抱える課題やビジョン、政策の方向性を提示するなど、市の情報を積極的に公表するとともに、市の窓口を明確にし、公共サービスに対する民間からの相談や提案を積極的に引き出すことが必要。

#### 《共創フロント》

平成20年度 共創推進事業本部 設置（3年間の時限設置）

平成23年度 政策局共創推進室 設置

【参考】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/kyosofront/front/front.html>

#### 《Park-PPP Yokohama（P×P）》（環境創造局公園緑地管理課）

令和元年度 公園における公民連携に関する基本方針策定

公園に特化した公民連携窓口「Park-PPP Yokohama（P×P）」設置

【参考】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/madoguchi/>

#### 共創フロントの実績

フリー型共創フロントへの提案数：876件、実現数：381件  
（令和元年12月末時点）

#### 【実現事例（テーマ型共創フロント案件含む）】

- ・都心臨海部でナイト・ドッグラン
- ・キャラクターを活用した賑わいづくり
- ・AI（チャットボット）を活用したごみ分別案内

など



ナイト・ドッグラン（臨港パーク）

#### 公共空間活用の取組

平成27年度：庁内横断プロジェクトを設置  
（事務局：共創推進課）

平成28年度：先進事例研究・企業意向等を調査

平成29年度：都心臨海部を対象に公共空間を活用するモデル事業を公募

平成30年度：モデル事業の事業化を推進

令和元年度：「公共空間活用の手引き」策定

【参考】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kokyokukan/tebiki.html>

### 3 公民連携事業の促進を図るワンストップ窓口 ～沼津市①～

市役所内に官民連携の横断的組織「公民連携推進プロジェクトチーム」を設置  
 まちなかの相談所の直営から民間のシェアオフィス・コワーキングスペースとの連携へ移行

#### ○庁内連携体制の構築により行政手続きや相談をワンストップで対応

平成27年度

- ・官民連携推進の**専門職員を配置**
- ・庁内部署を横断した組織として「**公民連携推進プロジェクトチーム**」を設置

平成28年度

- ・官民連携推進の**専門部署を設置**
- ・プロジェクトチームの事業に公共施設公民連携推進事業を追加

平成29年度～平成30年度

- ・参加メンバーの拡充

平成31年度

- ・企画部、財務部、市民福祉部、産業振興部、生活環境部、都市計画部、建設部、教育委員会、水道部の**9部局18課37人がチームに参加**

※専門部署である「**まちづくり政策課**」がワンストップ窓口

個別案件ごと必要となる分野の担当と連携し相談の受付、対応

#### ○民間のシェアオフィス・コワーキングスペースとの連携で機能移行

- ・リノベーションまちづくり等の相談を受けるため、市と商工会議所で組織する協議会がH28.10から運営してきた「まちなか相談所」をH31.3で廃止
- ・取組みによって誕生した、複数の民間シェアオフィス、コワーキングスペースと連携を図り、機能を引継ぎ
- ・セミナーや会議の開催等により、起業者が集い、情報を得て、交流できる場を提供し、民間のまちづくり活動を支援



H27.7.1

企画部政策企画課**公民連携推進担当 5人(兼務)**

『横断的組織の変遷』

H27.10.23

企画部 政策企画課 公民連携推進担当 5人(兼務)

公民連携推進プロジェクトチーム  
職員14人

H28.4.1

企画部 **ぬまづの宝推進課 5人(専属)、5人(兼務)**

公民連携推進プロジェクトチーム  
職員17人

H29.4.1

都市計画部 まちづくり政策課 まちづくり推進係  
3人(専属)、1人(兼務)

公民連携推進プロジェクトチーム  
職員27人

H30.4.1～

【窓口】  
都市計画部 **まちづくり政策課 まちづくり推進係 3人(専属)**

公民連携推進プロジェクトチーム  
(H30)職員28人  
(H31)職員37人

### 3 公民連携事業の促進を図るワンストップ窓口 ～沼津市②～

民間主導によるまちづくりを進めるため、リノベーションまちづくりを中心とした公民連携の取組みと関連事業「民間支援まちづくりファンド」などをシームレスに繋ぐ

#### 【課題】

- ・ 縮退社会の到来など時代の変化にあわせ「行政主導のまちづくり」から「民間主導のまちづくり」へのシフトが必要
- ・ 民間の新しいアイデアやスピードに対応するには、部署横断の組織が必要不可欠
- ・ 担当部署が異なる関連事業をシームレス化して効果や効率を高める必要がある

- ・ 部署横断の職員で構成した「公民連携推進プロジェクトチーム（PT）」を組織（平成27年度から）
- ・ 民間の相談に柔軟かつ迅速に対応できる体制を構築
- ・ チームに参加するメンバーを毎年度拡充し、異部署間で情報共有を図り、関連事業の連携強化を実現

公民連携推進プロジェクトチーム（9部局18課 37人） ※R1.10現在

#### ○リノベーションまちづくり推進事業（H27年度～）

- ・ 空き家や空き店舗のリノベーションからまちの再生を図るため、不動産オーナー、プレイヤー、家守（まちのコーディネーター）等の発掘、育成、交流促進を行うことで、実事業化やエリアの価値向上を図る

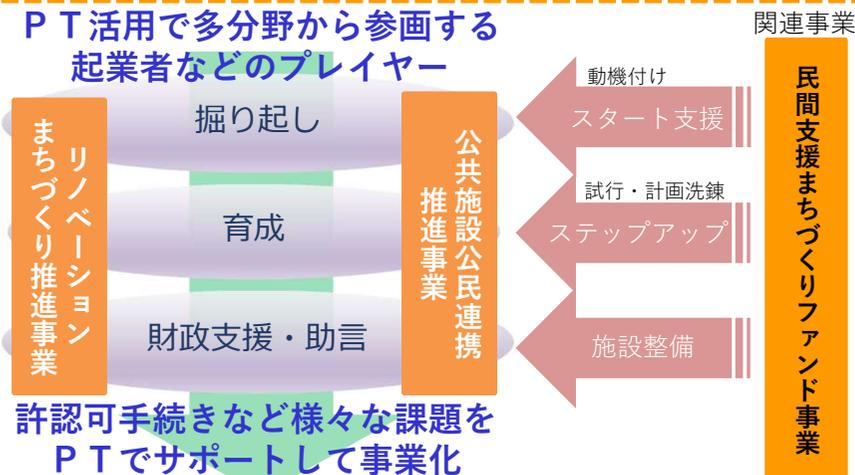


#### ○民間支援まちづくりファンド事業（H28年度～）

- ・ 市の拠出金、市民等からの寄付金、MINTO機構の「住民参加型まちづくりファンド支援業務」による拠出金を原資に「沼津市民間支援まちづくりファンド」を組成
- ・ 市民や企業・団体等の民間発意によるまちづくり活動や交流拠点整備等に対し助成

#### ○公共施設公民連携推進事業（H28年度～）

- ・ 遊休化した公共施設の活用に向け、施設所管課と連携して民間事業者との対話型調査や公募を実施。H30年度からは随時提案を受ける制度導入
- ・ 公共空間活用に向けた社会実験等も実施



### 3 公民連携事業の促進を図るワンストップ窓口 ～別府市①～

#### 【公民連携課の役割】

民間事業者からの公民連携のワンストップ窓口として、提案・相談の受付、庁内の橋渡し、事業化に向けた調整を行うとともに、情報の共有化を進めるための専門部署を設置。

#### 共創戦略室 公民連携課

##### 主な役割

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <b>【双方向のワンストップ窓口】</b><br>○ <b>民間事業者からの提案・相談受付</b> | <b>【行政課題の提示・民間提案の事業化を調整】</b><br>○ <b>公民連携事業の情報提供</b><br>(PPPロングリスト・ショートリスト) | <b>【PPPに参画するプラットフォームを構築】</b><br>○ PPP/PFI事業に関する知識習得<br>○ 公民連携事業について意見交換 |
|---|---|---|

##### 【支援対象】

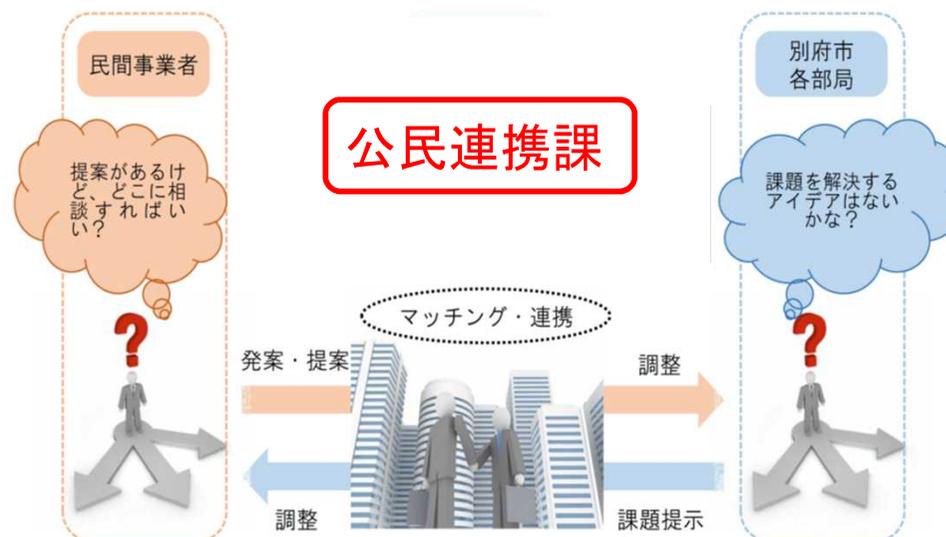
民間事業者、金融機関、大学等による公共施設の整備・運営等に対する提案の相談

職員配置 (R1.10月) : 課長 1 名 (事務)、係長 1 名 (事務)、係員 2 名 (事務 2)

##### 対象エリア



##### 窓口業務の主な流れ



### 3 公民連携事業の促進を図るワンストップ窓口 ～別府市②～

人口減少による税収の低下、社会保障費の増大、市民ニーズの高度化・多様化など社会的要因。公共施設の老朽化や更新時期の到来。

**【目的】**  
 別府市が持つ資源（人・温泉）をいかして新たな価値を創り、儲かる別府に進化する  
 ⇒行政が単独で取り組んできた分野に、民間の力を活かすことで、より良い公共サービスの提供や市の財政負担の軽減、地域の活性化などを図る。

平成28年度 企画部内に公民連携室を新設

平成29年度 共創戦略室（部相当）を新設し、公民連携課に組織変更

- ・民間事業者と行政が連携して公共施設の整備や運営、公共サービスの提供を推進するための専任部署
- ・公民連携課の役割
  - ①提案・相談・意見交換の双方向のワンストップ窓口
  - ②行政課題の提示・民間提案の事業化を調整
  - ③PPPに参画するプラットフォーム（べっぴん公民連携LABO）を構築

#### 【主な実績・効果】

##### ○ べっぴん公民連携LABO

⇒公民連携を推進するための情報共有及び直接対話、異業種間のネットワーク構築の交換の場として開設。

⇒令和元年7月までに 5回開催

県内外から民間企業、金融機関、大学、行政関係者等が参加



取組状況

べっぴん公民連携LABO開催の様子

## 4 公共空間利活用の手続きに関する情報の ワンストップ窓口

## <解説>

公共空間ごとに異なる占用許可等の窓口や申請手順、利用条件など必要な情報を集約することで、公共空間利活用等を促進している。

[情報集約型支援]

市内の魅力的な公共空間を活用し、まちの賑わいづくりの取組が進む中、エリアマネジメントをはじめとした不特定多数の人が利用する公共空間の活用を一層後押しするため、公共空間の利用についての相談窓口や利用までに必要な手続きを紹介するガイドラインを策定。

## 都市局都市計画部都市計画課企画係

### ～エリアマネジメントガイドライン（2種類）～

#### 【Step1 初めての公共空間の利活用 編】

- 公共空間の利用に係わる **手続きの一覧表**
- 公園、道路など公共空間の種類に応じた **窓口と手続きフロー** 等

#### 【Step2 もっと公共空間を利活用したい 編】

- 「やってみたいこと」と「活用できそうな制度」の一覧
- 公共空間活用の事例紹介
- **制度等の概要、活用要件、メリット** 等

#### 【支援対象】

公園、道路、河川、海岸・砂浜、市役所等の庁舎、港湾／漁港、広場（公共空間）を利活用した「まちの賑わいづくり」や「まちへの愛着が高まる」取組

職員配置（R2.2月）：担当課長1名（土木）、係長1名（土木1）、係員5名（事務2、土木3）

#### ガイドライン



市全域が対象

[http://www.shizuoka.city.jp/299\\_000061.html](http://www.shizuoka.city.jp/299_000061.html)

#### 窓口業務の主な流れ



地域の魅力と活力を高めるためには、官民連携による公共空間を活用した「まちの賑わいづくり」や「まちへの愛着が高まる取組」を推進する必要がある。

## 【課題】

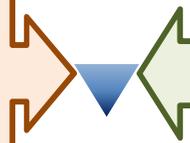
公共空間の種類毎で相談窓口・申請手続きが異なるなど、市民等にとって利活用のハードルが高いことから、公共空間の利用に係わる窓口と手続きを整理し、わかりやすく情報発信する必要がある。

- 平成27年度 「まちづくり・エリアマネジメント推進方針案作成事業」 …市のエリアマネジメントの特徴と方針を整理
- 平成28年度 「エリアマネジメント推進ガイドライン（素案）作成事業」 …ガイドラインの素案を作成
- 平成29年度 「まちづくり・エリアマネジメント推進業務」 …まちづくり団体の意見交換会を踏まえて作成



### 【実現に向けた障壁】

- 行政のみで作成するガイドラインでは、様々なユーザーが活用しやすい手引書にならないため、工夫が必要。



### 【障壁突破のポイント】

- まちづくり団体との意見交換会を実施し、ユーザーの意向を反映したものとした。
- 一般市民（入門編）向けとまちづくり団体（上級編）向けの2分冊で作成。

平成30年3月 「エリアマネジメントガイドライン」を策定

### 【主な実績・効果】

- 都市再生推進法人の指定（1法人）
- 都市利便増進協定の締結（2区域）
- 公共空間を活用したまちの賑わいづくりに寄与する取組（実施日数）  
作成前（H29年度）：220日、作成後（H30）：230日

取組状況



# 4 公共空間利活用の手続きに関する情報のワンストップ窓口 ～大阪府・大阪市 国土交通省

都心の公共空間（河川、公園、船着場等）の利活用を促進するため、水辺施設の利用にかかる許認可手続き等の情報を一元化した「水辺活用ナビ（水都大阪版）」を公表。

## 水辺活用ナビ＜水都大阪版＞

### 【利用可能な公共施設の情報提供】

- 利用可能な公共施設について、**施設毎に調書を作成・公表**
  - ・河川区域（7河川）
  - ・遊歩道・公園（9施設）
  - ・船着場（18施設：公共及び民設）

### 【利用手続きに必要な情報の提供】

- **各施設の申請窓口**
- **各施設の利用条件**  
(時間や電源有無等、各種利用条件)
- **占用審査基準(河川、公園)**

### 【その他】

- **空間活用事例集**

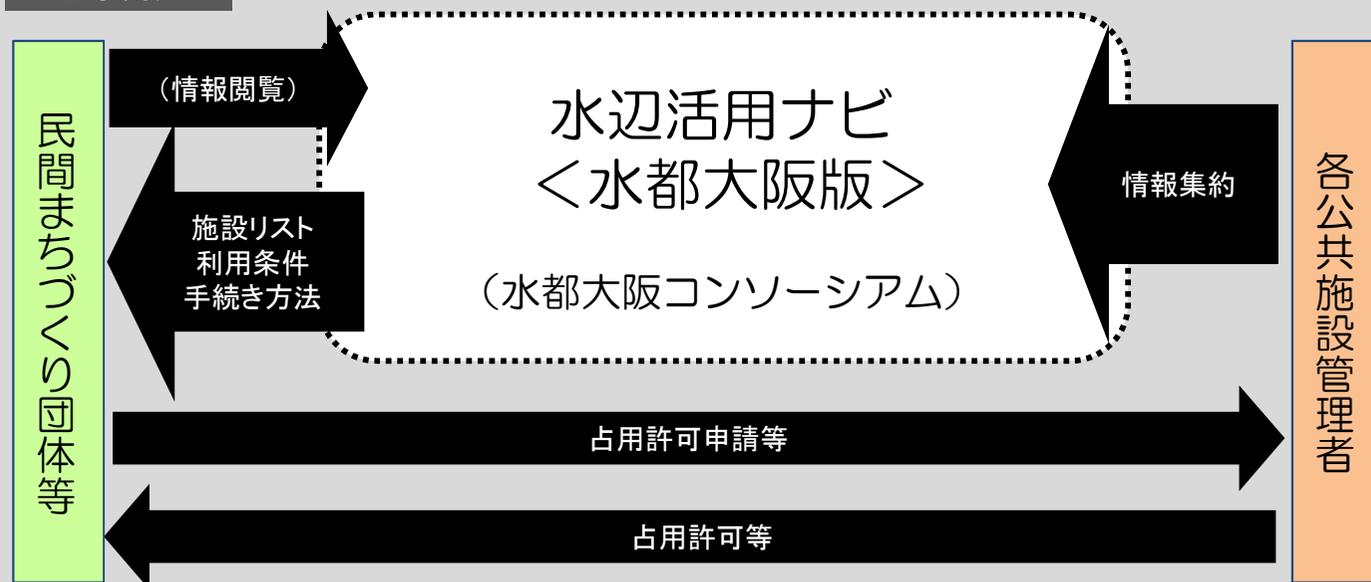
【支援対象】 水辺空間利活用（河川、公園、船着場等）を伴うイベント活動等（個人・団体向け）

職員配置 (R2.1月) : 事務局・・・大阪府9名、大阪市3名、民間5名

### 対象エリア



### 主な流れ



# 4 公共空間利活用の手続きに関する情報のワンストップ窓口 ～大阪府・大阪市② 国土交通省

水都大阪の再生のため、行政、企業、市民が連携して水辺空間の整備等に取り組んできた結果、新たな民間ビジネスが生まれるなど、公共空間の利活用が進んでいる。こうした取組みを成長させるため、現在は公民連携プラットフォーム「水都大阪コンソーシアム」を設立し、公共空間のさらなる利活用の促進を検討。

## 【推進体制等】

- 平成19年5月 「水都大阪2009」実行委員会設立
- 平成21年8～10月 「水都大阪2009」開催
- 平成22年4月 水都大阪推進委員会設立
- 平成24年12月 大阪都市魅力創造戦略策定
- 平成25年4月 「水と光の首都大阪の実現」に向け、  
取組みの基本方針を審議決定する決定機関「水と光のまちづくり推進会議」  
具体的な活動に取り組む執行機関「水都大阪パートナーズ」  
水辺空間の利活用に関する大阪府市関係部局による合同組織「水と光のまちづくり支援本部  
(水都大阪オーソリティ)」設立
- 平成29年2月 水都大阪コンソーシアム設立（構成団体：大阪府、大阪市ほか）

## 【実現に向けた障壁】

水辺空間の施設数が多く管理者も多様なため、許認可手続き方法や窓口など複雑で分かりにくい。

## 【障壁突破のポイント】

誰もが利用しやすいよう、全施設情報を一元化した情報ナビゲーションツールの必要性を検討。

平成26年5月「水と光のまちづくり支援本部」が『水辺活用ナビ<水都大阪版>』を作成・公表

※ 現在は水都大阪コンソーシアムが更新

## 【主な実績・効果】

各種申請先や様式を取りまとめたことにより、水辺利用にあたっての手続きが分かりやすくなった。  
水辺を利用する際の手引きとして、関係者に定着している。



# 5 その他、公共空間利活用等を支援する ワンストップ窓口

## <解説>

民間まちづくり団体等への財源支援や利活用の規制緩和の制度による支援など、ワンストップ窓口を設置することで公共空間利活用等を促進している。

まちづくり推進団体への助成や全国初のBID制度を広く展開するため、都市計画局にエリアマネジメント活動を支援する専門の担当課を設置

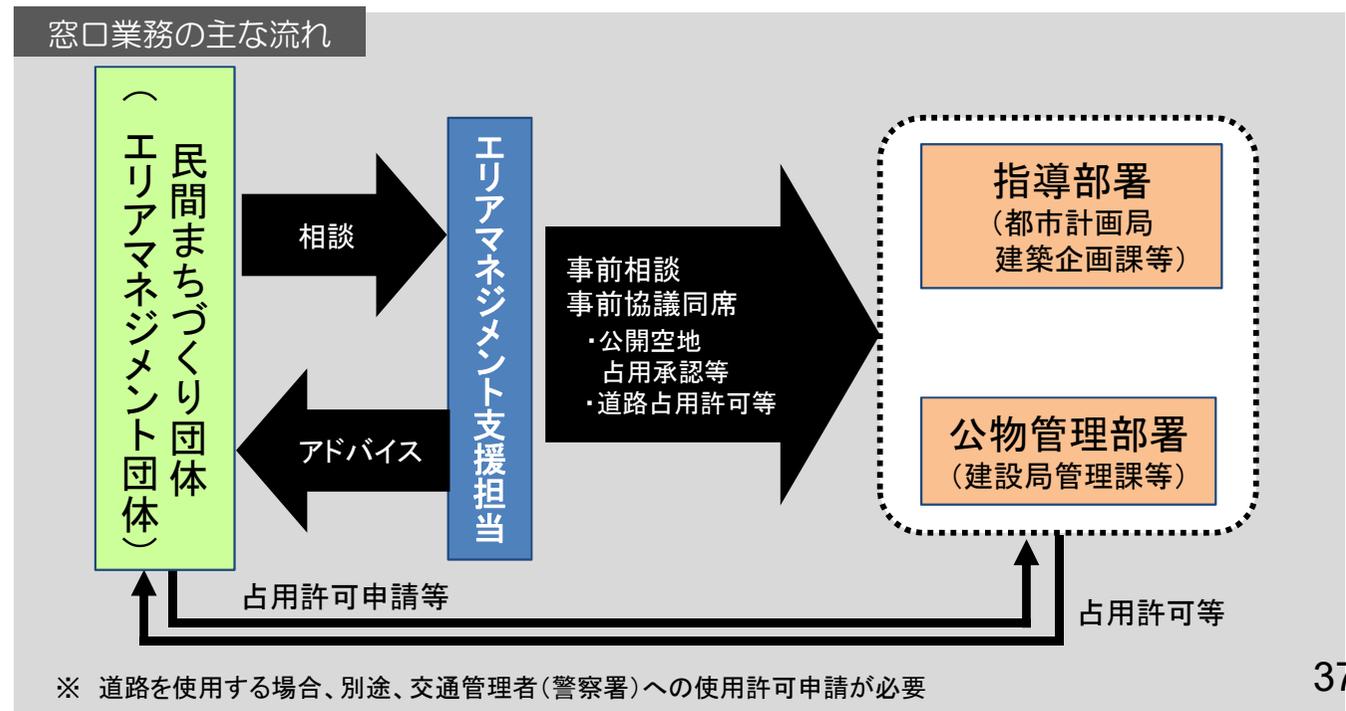
## 都市計画局計画部都市計画課エリアマネジメント支援担当

まちづくり支援施策の企画、推進及び連絡調整

【企画段階での支援】	【許可・実施段階での支援】	【その他の支援】
<ul style="list-style-type: none"> <li>初動段階のまちづくり活動への支援</li> <li><u>エリアマネジメント団体の提案に対するアドバイス</u></li> <li><u>公物管理部署等への事前相談</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>指導部署、公物管理部署への事前協議に同席</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エリアマネジメント活動促進制度の運用</li> <li>エリアマネジメント活動に関する支援策の検討</li> <li>大阪エリアマネジメント活性化会議の運営</li> </ul>

【支援対象】 エリアマネジメント団体が行うエリアマネジメント活動（公共空間活用に関する支援以外も行う）

職員配置（R1.10月）：課長1名（土木）、課長代理1名（建築）、係長3名（土木1・建築1・事務1）、係員3名（土木1・事務2）



平成26年度に「大阪市エリアマネジメント活動促進条例」を制定。都市再生特措法の「都市再生推進法人」の枠組みを使い、地方自治法の「分担金」を市が徴収し、補助金として都市再生推進法人へ交付し、公共空間の高質な維持管理を実現する「エリアマネジメント活動促進制度（大阪版BID制度）」を創設し、平成27年度から「うめきた先行開発地区」において、制度適用を開始した。

## 【課題】

運用段階に入ったエリアマネジメント活動促進制度を広く展開したい

### 【実現に向けた障壁】

- 制度設計を行った「都市計画課」は、主に土地利用計画及び都市施設整備計画の調査及立案等を担当しており、エリアマネジメント団体との接点が少なかった。

### 【障壁突破のポイント】

- 「まちづくり支援担当」には、初期段階のまちづくり活動の支援実績（これまで45団体）があった。
- 平成27年度に、大阪市とエリアマネジメント団体との意見交換会を設置し、エリアマネジメント団体との連携を強化する動きがあった。

## 平成28年度 「エリアマネジメント支援担当」を設置し業務を統合

- ・ まちの魅力向上を地域と共に考え支援していく体制を強化
- ・ 地域の多様なニーズに対応した幅広い施策展開の実施
- ・ まちづくりに係る複数の行政手続き相談窓口のワンストップ化を実現

### 【主な実績・効果】

- うめきた先行開発区域における公共空間の高質な維持管理
- 広告塔19基 オープンカフェ3店
- ピクニックテーブル9基（R2. 1現在）



まちなかの道路空間や公園の公共空間でのイベント活用について相談窓口を設置し、費用の一部を補助して実施までのサポート（従来の事務分掌の枠組みで可能な最大限の支援を実施）

## 観光商工部商工戦略局商業労政課（まちなか活性化室）

### まちなか公共空間活用促進事業

#### 【企画段階での支援】

- 民間まちづくり団体等の提案に対するアドバイス
- 指導部署、公物管理部署へ事前相談
- 書類申請マニュアル、事例集等の策定
- 商店街や自治会への事前周知
- イベント等の後援名義使用承認

#### 【許可・実施段階での支援】

- 事業計画書（補助金申請）の事前チェック
- 公物管理部署との事前協議

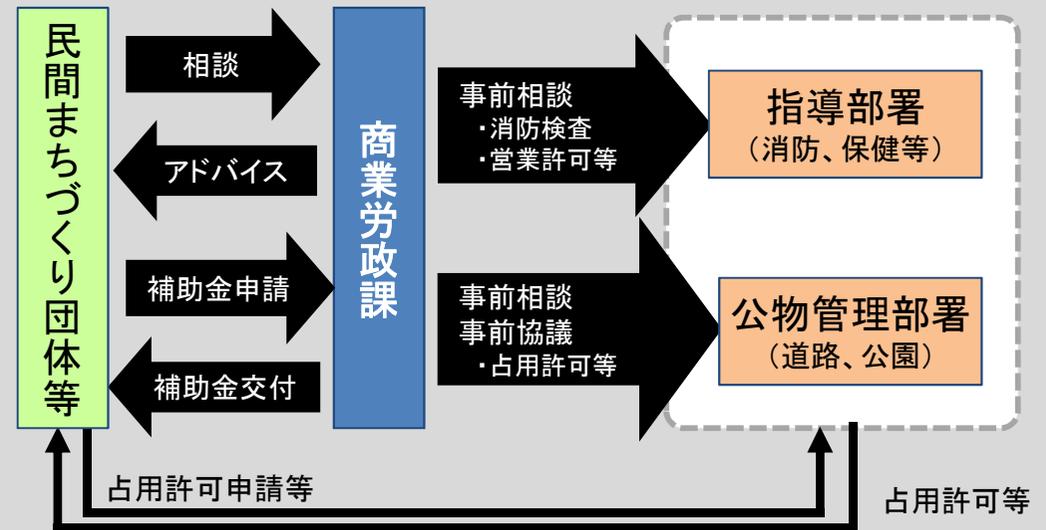
【支援対象】「まちなかをリビングに」というコンセプトに沿った参加型の取組・イベント等

職員配置 (R1.10月) : 室長1名(事務)、室員4名(事務3、土木1)

#### 対象エリア



#### 窓口業務の主な流れ



※ 道路を使用する場合、民間まちづくり団体等が交通管理者(警察署)との使用許可申請を行う。

中心市街地の賑わいの創出につなげるため、公民連携で公共空間の新しい活用方法について検討・実施を図る必要があった。そのような中、平成25年に宮崎市中心市街地まちづくり推進プランを策定したことを契機に、市民活動・文化活動を通じた多世代交流による継続的なにぎわい創出や民間と協働で戦略的にイベントを行うことで来街者の増加を目指すこととなった。

- 【課題】
- ・複数にまたがる関係部署との個別協議に時間を要する  
(公園管理者、道路管理者、保健衛生課(食品営業許可)、消防署、交通管理者(県警)など)
  - ・初めてイベントを実施する方が多く、進め方が分からず時間を要する

平成29年度 連絡会を設置(市、イベント実施場所となる各商店街関係者)、庁内関係部署と調整

【実現に向けた障壁】

- 手続き関係が煩雑
- 関係部署によっては見解が異なり調整が難航

【障壁突破のポイント】

- マニュアルやチェックリスト等を作成し実施までの流れをサポート
- 関係部署に提出する書類等は担当レベルによる事前チェックを行い、修正点を解決

平成29年度 「まちなか公共空間活用促進事業」を試行的に実施

- ・商業労政課に窓口を設置、公共空間を活用してイベントを実施する民間まちづくり団体等に対する補助制度を創設
- ・平成30年度からは、マニュアルやチェックリストに基づいて事業実施

【主な実績・効果】

- 市民参加型のイベント、ワークショップ、マルシェ、野外映画館等の開催
- 公共空間活用件数  
H29: 11件、H30: 8件



住民主体のまちづくり活動の支援策の一つとして、エリアマネジメントに係る支援制度を創設  
市が認定することにより、公共施設等の使用に係る制限（市の内規等）を特別に緩和  
制度所管課は、認定に向けたエリアマネジメント団体と公共施設等管理部署との協議への同席等、双方の橋渡しを行う。

## 企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課

### エリアマネジメントによる住民主体のまちづくりの推進

活動規模の大小や志向する取組に応じた支援策

大きなエリアマネジメント（広島市エリアマネジメント活動計画認定制度）と小さなエリアマネジメント（検討中）

都心部や拠点性の高い地区で、住民・事業者等で構成する団体が、制限の緩和により公有財産や公共的空間を有効活用

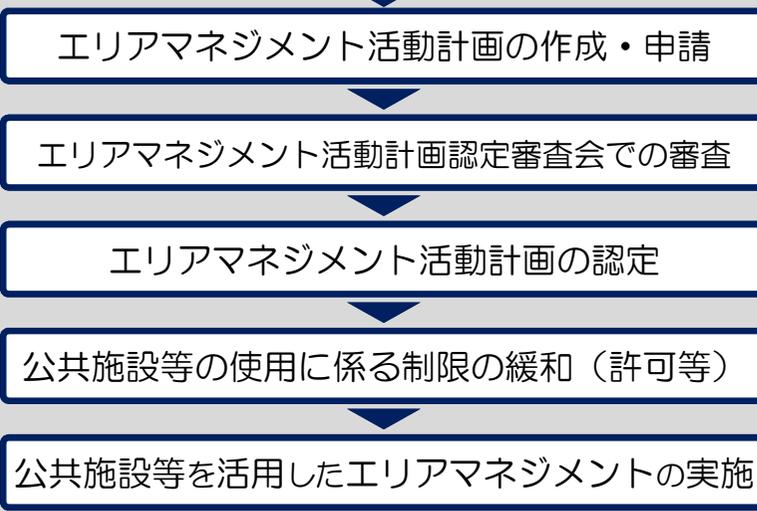
- ① 来訪者を呼び込み、地区をさらに活性化
- ② 活動団体の財源確保

## 広島市エリアマネジメント活動計画認定制度を創設し支援

職員配置（R1.10月）：課長1名（事務）、係長1名（事務1）、係員3名（事務2、建築1）

### 認定の流れ

申請に向けた活動



### 認定申請前の支援 1

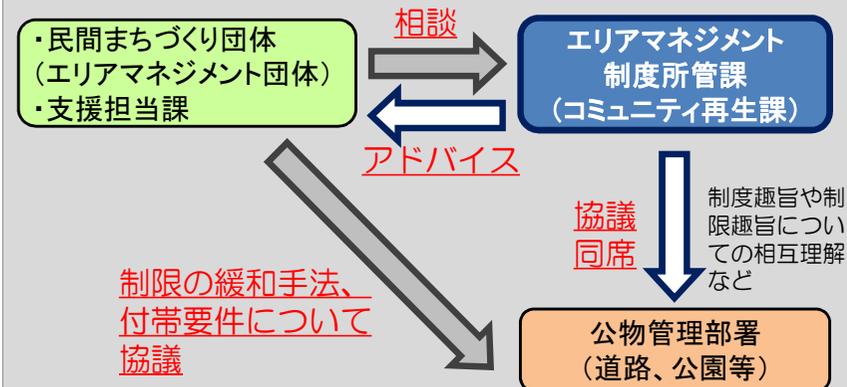
### 認定申請前の支援 2

活動計画の作成に対する支援  
アドバイザー、コンサルタントの派遣など（既存制度を活用）

### 認定審査会の構成

- ① 制度の所管部局
- ② エリアマネジメントの推進に関するビジョン等の担当課
- ③ エリアマネジメントの対象地がある区のまちづくり担当課
- ④ 公共施設等の制限の緩和に係る法令・管理等担当課

公共施設等管理部署との橋渡し  
エリアマネジメント団体と公共施設等管理部署との協議への同席等、双方の橋渡しや助言等を行う。



※ 占用許可申請等については、認定後、エリアマネジメント団体が実施。

エリアマネジメントは、「自分たちのまちは自分たちで創る」という本市のまちづくりの考え方に沿ったものであり、活動の支障となる制限を緩和し、より活発に活動してもらう環境を整えるべきと考えていた。

一方、制限の緩和に当たっては、エリアマネジメント以外のものとの差別化や各エリアマネジメント間における公平性の確保など、市内部での統一的なルールが必要であると考えた。

## 【課題】

複数の部署にまたがる検討内容であり、かつ、制度創設を前提としたものであることから、立場の異なる関係部署間の意見調整をどうするか。また、どういったルールを創設すればよいか。

平成29年度 住民主体のまちづくり活動の支援を所管するコミュニティ再生課長が座長となり、関係部署等で構成する庁内検討会議を開催（構成員：都市計画課長、道路管理課長、緑政課長、都心空間づくり担当課長など）

## 【実現に向けた障壁】

- 当初、活動団体に対する認定制度を想定したが、具体的な認定要件、審査基準の設定が困難（公益性の判断は活動内容と一体不可分）
- 関係部署によって求める具体的な制限緩和の要件が大きく相違

## 【障壁突破のポイント】

- 団体への認定ではなく、活動全体を評価、認定する。（活動計画の認定）
- 認定の可否判断は、関係部署で構成する審査会で行う。
- 緩和する制限ごとに必要な要件を検討

平成30年2月 「広島市エリアマネジメント活動計画認定制度」を創設

- ・平成30年度 第1号（エキキタエリアマネジメント活動計画）を認定
- ・平成31年度 第2号（広島駅まち協議会エリアマネジメント活動計画）を認定

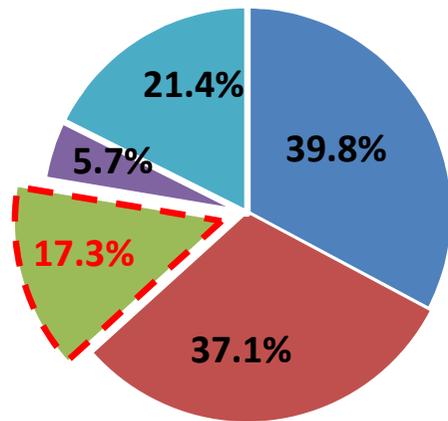
## 【主な実績・効果】（具体的に制限を緩和したもの）

- 有効空地における営利イベント等の開催  
（令和元年12月末：19件）
- 街区公園への自動販売機の設置
- 地下歩道へのエリアマネジメント広告の掲出



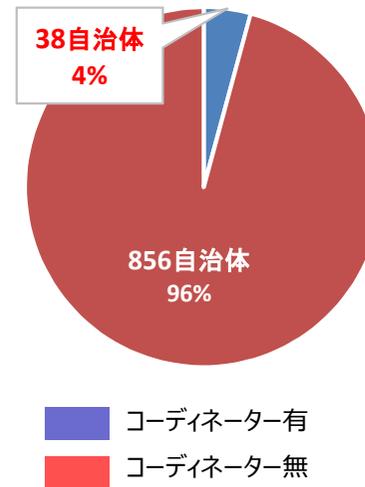
1. 目的 都市における民間団体等による公共的空間の活用を官民が連携してより一層促進する観点から、個々の空間の活用内容や課題、推進する体制等について調査するもの
2. 調査時期 令和元年5月
3. 調査対象 市区町村（町村にあつては、都道府県が事例を把握している範囲で調査）  
894自治体回答（内訳：市 792 区 23 町村 79）
4. 調査項目 公共的空間を利活用する上での課題  
民間団体等による公共的な空間の活用を促進するための、自治体内部の組織間連携の仕組み（ワンストップ窓口）の有無と概要 他

## □ 公共的空間を利活用する上での課題



- 制度はあり、周知しているが民間団体等が少ない。
- 許可等の基準を満たせない、又は、手続きに時間を要する。
- 制度はあるが、周知が進んでいない。
- 地元自治会等の理解が得られない。
- その他

## □ 自治体内組織間連携の仕組み（ワンストップ窓口等）の有・無



〈38自治体の内訳〉

- 【北海道】札幌市、釧路市、江別市
- 【東北】青森市、二戸市、紫波町、仙台市、大和町、女川町
- 【関東】常総市、つくば市、館林市、立川市、横浜市
- 【中部】南砺市、浜松市、沼津市、名古屋市、岡崎市、岩倉市、東郷町
- 【近畿】大阪市、大東市、姫路市、明石市、桜井市、生駒市
- 【中国】津山市、広島市、福山市、山口市
- 【九州沖縄】北九州市、対馬市、熊本市、日南市、南さつま市、始良市、沖縄県

### 〈制度の周知に関する民間団体からの相談例〉

- 仙台市：道路空間を使った賑わい創出事業について、公民連携の担当部署、道路管理者、交通管理者に温度差があるので、行政全体として公共空間利用を推進していく体制を取ってほしい。
- 千葉市：道路占用許可・道路使用許可をまとめて手続きできるようにしてほしい。
- 竹原市：日常的に公園を活用しようとした場合に、保健所・消防・都市公園禁止行為等の手続きが煩雑であり、簡素化できないか等についての相談をうけている。

# 公共空間利活用等のための 行政によるワンストップ窓口設置事例集

令和2年3月発行

国土交通省都市局まちづくり推進課